様式第２号（第４条関係）

誓　　約　　書

　　年　　月　　日

大牟田市長　　　　　　 　様

（申請者） 住所又は所在地

団　　体　　名

代　表　者　名　　　　　　　　　　　　　㊞

大牟田市が大牟田市暴力団排除条例第６条の規定に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することがないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約等から排除していることを認識した上で、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

１　大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用取扱要綱第５条第１項第８号から第１０号まで（以下「暴力団排除条項」という。）のいずれにも該当しません。

２　暴力団排除条項第８号又は第９号に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※上記１の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認ください。

**大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用取扱要綱第５条第１項第１０号の解釈について**

第５条第1項第１０号関係

　　　「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの」とは、

　　○暴力団員の親族等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者等

　　　　○暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの

　　　　○暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの

　　　　○暴力団員又は暴力団に経済上の利益や便宜を供与しているもの

　　　　○役員等が暴力団員又は暴力団と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの

　　などをいう。

**〈大牟田市石炭産業科学館キャラクター「クロベエくん」のデザイン使用取扱要綱抜粋（暴力団排除条項）〉**

（使用の承認）

第５条　市長は、前条の規定により使用申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

　(８)　大牟田市暴力団排除条例（平成２２年条例第９号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が使用する場合

　(９)　暴力団員が役員となっている団体が使用する場合

(１０)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合